

陳 情 書

2022年1月7日

あきる野市議会議長 中嶋 博幸 殿

東京都西多摩郡瑞穂町大字武藏183番地3

立憲共和党代表 角田 統領

あきる野市議会議規則に「議長が紹介議員を任命する」を加える改正をもとめる件

第1 陳情の趣旨

あきる野市議会議規則「議長が紹介議員を任命する」を加える改正を求める。
【議長は、請願者が希望する議員があればこれを尊重して、議員の中から
議長が適宜、紹介議員を任命する。】

第2 陳情の原因

あきる野市議会議規則において、「紹介する議員」と「紹介議員」との規定
はあるが、紹介議員が議員とは別の法人格であるとの認識がなく、紹介議員の法
的地位の成立手続きについての規定がない。

第3 陳情の理由

- 1 現行の解釈運用において請願書に署名又は記名押印された「紹介議員」と称す
る者の行為は、私人である請願者と私人としての議員が公務ではない私的行為と
して、請願の「紹介議員」になる旨の私人間の委任代理契約として行われている。
- 2 この場合、請願書に署名又は記名押印した議員が委員会から「説明を求め」ら
れて議会に登庁に際して傷害を受けたときは、公務災害の適用はない。
- 3 議長職権の公権力行使としての任命によらなければ、紹介議員の公務員非常勤
特別職としての法的地位は成立しない。
- 4 委員長が、同規則にもとづいて請願書に署名又は記名押印した自称「紹介議員」
を召喚しても、議長から任命されていなければ公務員非常勤特別職としての紹介
議員は存在しないから、これに応召した「紹介議員」は私的代理人であり官名詐
称である。

委員長は「議長が紹介議員を任命していない」ことを知るべき地位にあるから、
紹介議員の資格のない者を召喚すること自体、錯誤であり違法である。

